

尾張旭市監査公表第12号

平成30年3月30日付け尾張旭市監査公表第9号をもって公表した定例監査結果報告について、教育長から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成30年4月27日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 若 杉 孝 司

教育委員会教育行政課

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>就学援助特別支援教育就学奨励費関係綴外において、鉛筆による補筆や修正が見受けられる。担当者から回議された決裁文書について、上司等の修正が著しい場合は原案を廃案とし、新たに起案するなど適切な方法で訂正する必要がある。</p> <p>また、付箋紙の貼付や鉛筆書き等による記録の保存は、組織共用文書に当たらないことから、関係綴りに保存することは、文書管理の観点から適切ではない。</p>	<p>指摘事項につきましては、鉛筆による補筆や修正が行われた決裁について、修正が著しい場合は原案を廃案とし新たに起案するなど適切な事務処理を行います。また付箋紙の貼付や鉛筆書き等の記録の保存を行わないなど適切な事務処理を行います。</p>
<p>新入学児童の入学記念品購入について、設計書が作成されていない。また、中学校卒業記念品購入について、予定価格書が作成されていない。</p> <p>尾張旭市契約規則第26条により、随意契約によろうとするときは、仕様書設計書等により予定価格を定める必要がある。</p>	<p>指摘事項につきましては、随意契約によろうとするときは、仕様書設計書等により予定価格を定めるなど適切な事務処理を行います。</p>